

独立行政法人評価委員会  
第30回農業分科会

# 農林水産省独立行政法人評価委員会第30回農業分科会

日 時：平成21年3月11日（水）

場 所：三田共用会議所第4特別会議室

時 間：15：00～15：48

## 議事次第

### 1. 開会

### 2. 議事

- (1) 家畜改良センターの重要財産の処分について
- (2) 農畜産業振興機構の短期借入金の借換えについて
- (3) 農林漁業信用基金の長期借入金の借入・償還計画について
- (4) 水資源機構の第2期中期計画の変更について
- (5) その他

### 3. 閉会

午後 3 時 0 0 分 開会

○生産局総務課生産推進室長 それでは定刻になりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第30回農業分科会を開催させていただきます。

本日は、年度末のご多用中ご参加いただきまして、ありがとうございます。

私、ことしから新たに本分科会の事務局を担当させていただきます生産局総務課生産推進室長の河内でございます。よろしくお願いいたします。

今回、委員の改選等がございまして、本日お集まりの先生方には、引き続きご就任いただいている先生方、あるいは新たに委員にご就任いただいた先生方いらっしゃいます。委員就任に御礼申し上げる次第でございます。

本日、委員改選後初めての分科会ということでございますので、分科会長が選出されるまでの間、恐縮でございますけれども、私のほうで司会進行させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。座って進めさせていただきたいと思っております。

それでは最初に、委員のご紹介を私のほうからさせていただきます。席順とはちょっと異なりますけれども、五十音順でご紹介させていただきます。

まず、青柳委員でございます。

○青柳委員 青柳です、よろしくお願いいたします。

○生産局総務課生産推進室長 井上委員でございます。

○井上委員 井上です、どうぞよろしくお願いいたします。

○生産局総務課生産推進室長 佐々木委員でございます。

○佐々木委員 佐々木です、よろしくお願いいたします。

○生産局総務課生産推進室長 夏目委員でございます。

○夏目委員 よろしく願いいたします。

○生産局総務課生産推進室長 今回、渡邊委員にかわりまして、新たにご就任いただきました平松委員でございます。

○平松委員 平松です、よろしくお願いいたします。

○生産局総務課生産推進室長 淵野委員でございます。

○淵野委員 淵野でございます、よろしくお願いいたします。

○生産局総務課生産推進室長 松本委員でございます。

○松本委員 松本です、よろしくお願いいたします。

○生産局総務課生産推進室長 なお、本日は安倍委員、向井委員、森田委員の3名の委員の方

が所用によりご欠席となっておりますので、ご報告をいたします。

続きまして、専門の事項を調査していただいています専門委員のご紹介をさせていただきます。

初めに石田専門委員です。

○石田専門委員 よろしくお願ひします。

○生産局総務課生産推進室長 岡専門委員です。

○岡専門委員 岡です、よろしくお願ひいたします。

○生産局総務課生産推進室長 加茂前専門委員です。

○加茂前専門委員 加茂前です、よろしくお願ひします。

○生産局総務課生産推進室長 鱈場専門委員です。

○鱈場専門委員 鱈場です、よろしくお願ひします。

○生産局総務課生産推進室長 戸澤専門委員です。

○戸澤専門委員 戸澤です、よろしくお願ひします。

○生産局総務課生産推進室長 長村専門委員です。

○長村専門委員 長村です、よろしくお願ひします。

○生産局総務課生産推進室長 福田専門委員です。

○福田専門委員 福田でございます。よろしくお願ひいたします。

○生産局総務課生産推進室長 松井専門委員です。

○松井専門委員 松井でございます、どうぞよろしくお願ひします。

○生産局総務課生産推進室長 ありがとうございます。以上が専門委員の方々でございます。

このほか、本日は、中嶋専門委員、馬場専門委員、萬野専門委員、森田専門委員の4名の方が所用によりご欠席となっております。

それから、土居専門委員はご退任ということでございます。

以上が委員のご紹介でございます。今後2年間にわたりまして、独立行政法人の効果的あるいは効率的な業務運営のためにご指導、ご鞭撻を賜ればというふうに思います。よろしくお願ひします。

本日は、委員の先生方10名の中で7名のご出席をいただいております。農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する同条第1項の規定によりまして、過半数の出席というものが要件となっております。これを満たしているということをご報告申し上げます。

それから、続きまして、資料のご確認をさせていただきたいと思ひます。本日の議事次第、

それから資料一覧があると思います。資料の中で各委員の方、先生方には先に資料をお送りしておきまして、その中で差しかえのある資料、資料3、それから事前にお送りできなかった資料、資料5が卓上にお配りしてあるかと思います。もし、不足等ありましたらお申し出いただきたいと思います。あるいはきょう、お忘れになった場合も、もしあればと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、本日の議事次第に沿いまして、最初の議題でございます農業分科会の分科会長の選出をお願いしたいと存じます。

選出の方法については、独立行政法人評価委員会令第4条第1項の規定によりまして、委員の方々の互選ということになっております。どなたかご意見がございましたら、お願いを申し上げます。

井上委員、お願いします。

○井上委員 ご提案申し上げます。前回に引き続きまして、松本聡先生をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。よろしくお願いいいたします。

○生産局総務課生産推進室長 ありがとうございます。今、井上委員から、松本委員ではいかがというご提案がございましたけれども、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○生産局総務課生産推進室長 それでは、皆様のご賛同をいただきましたので、松本委員に分科会長をお願いしたいと存じます。

恐縮ですが、松本委員におかれましては席をお移りいただきまして、今後の議事進行をお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

(分科会長席へ移動)

○松本分科会長 農業分科会の分科会長にご指名いただきました松本でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

ご承知のように、この分科会は農林省の中でも最もたくさんの法人が集まっておりまして、非常に分野が広うございます。そういう中で活発なご議論を展開していくということは時間もかかりますし、またいろいろな専門のお立場から意見をちょうだいするということで意見の分散もあるわけでございます。そういうことで、委員の皆様方にはこれからもどうぞこの分科会に対して活発なご意見を頂戴し、他の分科会の範を示すような委員会にして頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、これから私のほうで議事を進行させていただきますが、最初に、農林水産省独立

行政法人評価委員会令第5条第5項の規定によりまして、分科会会長の職務を代理する委員については、分科会長があらかじめ指名することと規定されておりますので、私のほうから指名させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、分科会会長代理は、本日はご欠席されておりますけれども、引き続き向井委員にお願いしたいと考えております。よろしくお願いをいたします。向井委員には、あらかじめ了解をとらせていただいております。

次に、各担当PT（案）についてでございますが、各委員にご担当いただきますプロジェクトチームにつきましては、資料1の参考資料のとおりでございます。これをごらんいただきまして、何か間違っているとか、ご質問がありましたら、今ここでお願いをしたいと思います。

間違いございませんか。

それでは、これから実績評価、評価基準等の見直しなどにつきまして、所属ごとに各プロジェクトチームを開催いただきましてご審議いただくよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、議事の1に入ります。各法人の案件について、これから審議をいたします。

まず、家畜改良センターの重要財産の処分についてでございます。独立行政法人通則法に基づきまして、独立行政法人が主務省令で定めております重要な財産の処分をしようとするときは、主務大臣の認可を受けることになっておりまして、農林水産大臣が認可しようというときは、評価委員会の意見を聞かなければならない、こういうふうになっております。

重要な財産の処分につきまして説明いただく前に、農林水産大臣から当委員会に諮問されておりますので、諮問文の説明から、まずお願いをいたしたいと思っております。それでは、事務局、よろしくお願いをいたします。

○生産局総務課生産推進室長 それでは、資料2でございます。先にお送りしております資料2の2ページと10ページのところでございますが、独立行政法人家畜改良センターの重要財産の処分についてということで、2月27日付で、独立行政法人評価委員会委員長あてに、農林水産大臣から、独立行政法人家畜改良センターの重要な財産の処分について貴委員会の意見を求めるということで諮問が出されております。

内容等につきましては、家畜改良センターから説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○松本分科会長 それでは、家畜改良センターの重要財産の処分について、家畜改良センターからご説明をお願いいたします。

○家畜改良センター理事長 それでは、ご説明します。家畜改良センター理事長の矢野でござ

います。

今回の土地につきましては、私ども十勝牧場用地の一部につきまして、北海道と音更町から譲渡申請のありました2案件につきまして、ご説明申し上げます。資料2で説明申し上げます。

資料2の1ページ目ですが、今回の土地につきましては、北海道十勝町から、同道営畑地帯総合整備事業に伴う農道拡幅整備のため、道路敷地として、私どもの十勝牧場用地の一部について譲渡申請があったものでございます。この内訳のところでございますが、総延長約3キロメートル、平均幅約5メートルで面積は約1.5ヘクタールでございます。評価額は180万円弱ということでございます。

家畜改良センターの対応に書いてございますが、家畜改良センターとしましては、北海道が行います農道整備事業は、農作物の輸送や農作業の稼働効率等の営農の合理化に資するというものであり、公共性が高いものであります。譲渡申請のありました用地は、既設道路の拡幅工事でありまして、隣接しております十勝牧場用地は工事施工上、必要不可欠なものであると認められます。申請のありました場所につきましては、十勝牧場の北端の箇所でありまして、湿地帯が多く、牧草採草地としての利用は難しく、全面積の0.04%ですので、センターの業務運営上支障がないことから、今回の譲渡申請に応じることにしたいというふうに思っております。

引き続きご説明申し上げます。9ページ目でございます。

この案件につきましては、北海道音更町から上水道拡張事業の一環として、水をためるための配水池建設用地として、私ども十勝牧場用地の一部について、譲渡申請があったものでございます。この内訳のところでございますが、面積は約0.5ヘクタールでございます。評価額は60万円弱ということでございます。

家畜改良センターの対応でございますが、家畜改良センターといたしましては、音更町が行います上水道整備事業は、町民への給水量を確保するという非常に公共性が高いものであります。譲渡申請のありました用地は配水池建設のため、建設場所や面積等条件を満たした場所は十勝牧場用地以外で確保することが困難であるとのことでございます。

申請がありました場所ではありますが、十勝牧場の南東端に位置してありまして、周辺が道路に面した三角地で、大型の農機具を用いた牧草の採草地といたしましては利用効率が悪い場所でございます。十勝牧場の全面積の0.01%ですので、センターの業務運営上の支障がないことから今回の譲渡申請に応じることとしたいと思っております。

以上、2案件につきまして、よろしく願いいたします。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それではただいまのご説明に対しまして、ただいまから質疑応答の時間に入りたいと思います。どうぞ、ご意見のある方、お願いいたします。

ございませんか。ございませんね。

それでは、特段ご意見がないようでございますので、家畜改良センターの重要財産の処分について、当分科会として異存なしとの意見でよろしゅうございますか。

(異議なし)

○松本分科会長 それでは、当分科会といたしましては、そのように決定することといたします。

次の議題でございます。次は、農畜産業振興機構の短期借入金の借り換えと、農林漁業信用基金の長期借入金の借り入れ・償還計画についてでございます。

独立行政法人通則法、及び個別法に基づきまして、農林水産大臣が短期借入金の借り換えを認可しようとするとき、あるいは長期借入金、及び償還計画の認可をしようとするときは、評価委員会の意見を聞かなければならないことになっております。この2件の議題につきましては、あわせて説明をお願いしたいと思います。説明後、皆さんからご意見をちょうだいしたいと思います。

まずは農畜産業振興機構から、ご説明をお願いいたします。

○農畜産業振興機構理事長 農畜産業振興機構の理事長の木下でございます。お手元の資料3に沿いまして、ご説明を申し上げたいと思います。

資料3の2ページをお開きいただきたいと思います。まず、砂糖勘定の短期借入金の借り換えについてご説明を申し上げます。

2ページに図示しているとおり、砂糖年度は、毎年10月に始まり翌年9月に終了いたしますが、調整金の収入は各月ごと、ほぼ平均して収入があるわけですが、一方で、交付金の支出は砂糖の収穫時期が10月から翌年4月までとなっており、砂糖製造のピークでございます1月から3月にかけて交付金の交付が集中いたします。したがって、3月の時点では、短期借入金の借り入れをする必要があるということでございます。現在、借り換え額について確定作業を進めておりますが、3月末には513億円強の短期借入金が必要となります。現在の中期計画で定められました短期借入金の限度額は650億円でございます。この範囲内で借り換えを実施をしたいというのが、砂糖勘定の短期借入金の借り換えでございます。

続きまして、でん粉勘定の短期借入金の借り換えについてご説明申し上げます。お手元の資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

でん粉年度につきましても、砂糖年度と同様、10月に開始し、翌年9月にでん粉年度が終了いたしますが、でん粉勘定の調整金の収入は、砂糖と同様各月平均して収入があるのに対しまして、でん粉の製造時期が10月から1月となっており、この時期に交付金が集中いたしますので、これまた年間収入とのアンバランスが生じるわけでございます。3月末には37億円強の短期借入金が必要となりますので、現在の中期計画で定められました限度額でございます120億円の範囲内で借り換えを行いたいということでございます。

なお、砂糖勘定、でん粉勘定ともに、近日中に本年度の借り換え見込額を確定し、農林水産大臣に認可申請を行いたいというふうに考えている次第でございます。砂糖勘定、でん粉勘定の短期借入金について、ご説明をさせていただきました。何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、農林漁業信用基金からご説明をお願いいたします。

○農林漁業信用基金理事長 農林漁業信用基金の理事長の埒でございます。よろしくお願いたします。

それでは、農林漁業信用基金の長期借入金、及び償還計画について、ご説明をいたします。

この案件につきましては、平成21年度予算が成立してからでなければ借入額が確定しないということから、本日は事前にご説明をさせていただき、金額が確定した段階、すなわち国の予算成立後、4月に入ってからになります。その時点で主務大臣に認可申請を行い、評価委員会の意見を伺うという手順を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願申し上げます。

お手元の資料の4の1ページをお願いいたします。

まず、1の業務の概要でございます。林業経営基盤強化暫定措置法に基づきまして、林業経営改善計画の認定を受けました林業者に対しまして、信用基金が森林施業の合理化に寄与する造林などを実施するのに必要な長期かつ無利子の資金——これを森林整備活性化資金というふうに申しておりますけれども、この融通を行うことになっております。

具体的には3ページをお願いいたします。ここにありますように信用基金が日本政策金融公庫に森林整備活性化資金の貸付原資を無利子で寄託いたしまして、公庫は信用基金が推薦する林業者に対し、その原資を公庫の有利子資金とあわせて無利子で貸し付ける仕組みとなっております。

次に、2の長期借入金についてでございます。信用基金はこの公庫へ寄託する原資を政府出

資、及び民間金融機関からの長期借入金により調達しております。林業者の資金需要にこたえらるとともに、借入資金の効率的使用を図る観点から、これを上期、下期の2回に分けて借り入れることといたしまして、借入利率につきましては、競争入札に付す方式により決定することとしております。

長期借入金の政府保証額は毎年度、政府予算で決められておりまして、平成21年度政府予算案では32億5,400万円となっております。この内訳は、新規事業分として3億円、次にご説明いたします借換え分の29億5,400万円でございます。この平成21年度予算が成立し、公庫からの繰り上げ償還額が確定するなどいたしまして、借り入れの必要額が固まり次第、認可申請をいたしたいと存じておりますので、よろしく願いいたします。

2ページをお願いいたします。3の償還計画についてでございます。今ご説明いたしましたように、信用基金は公庫へ寄託する原資を政府出資、及び民間金融機関からの長期借入金により調達しておりますが、その借入期間は4年としております。平成17年度に借り入れを行いました29億5,400万円が21年度において償還を迎えることになっております。償還財源につきましては、民間金融機関からの金利競争入札による借り入れにより対応することとしております。なお、本件につきましても、平成21年度予算が成立した後、長期借入金とあわせて認可申請をいたしたいと存じておりますので、よろしく願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、これらに対しまして、ご意見、ご質問をちょうだいする時間に、これから入りたいと思います。どうぞよろしく願いします。

長村委員、どうぞ。

○長村専門委員 資料3の5ですが、借入金は、競争入札でどこかからお借りになるということなんですね。そのところ、資料4のほうには書いていますが、資料3には書いておられなかったように思いますので、わかりましたら教えてください。

○松本分科会長 それでは、只今のご質問に対しまして、回答をよろしく。どうぞ。

○農畜産業振興機構理事長 私どもは借入金をする際に、砂糖勘定、でん粉勘定ともに負担を可能な限り抑制する観点から、一番金利の低い金融機関から借り入れることとしており、入札により借入先を決定いたしております。

○松本分科会長 よろしゅうございますか。

○長村専門委員 結構です。

○松本分科会長 そのほか、どうぞ。

先ほどの長村委員の質問に比べて、私の質問はもっとプリミティブな質問で恐縮なんですが、こういう機会でないとお尋ねできないので、あえて質問させていただきますが、砂糖の国内生産の自給率というか、どれぐらいになっているんですか。

○生産局生産流通振興課砂糖類調整官 生産局の生産流通振興課でございます。砂糖の自給率といいますと、北海道のてん菜糖、沖縄と鹿児島のかんしゃ糖ということで、これらを国産糖と言っておりますけれども、それが現在、率でいいますと、約34%ぐらいということになっております。

○松本分科会長 これは国際的に見てどうですか。低いんですか。そうでもないのですか。

○生産局生産流通振興課砂糖類調整官 砂糖の自給率という話でいえば、それぞれの国の国情がありますので一概に低いとか高いとか言えないと思いますが、

例えばお隣の韓国などは、自給率はゼロといいますか、すべて輸入というふうに聞いております。また、ヨーロッパとか、あるいはアメリカはといいますと、ヨーロッパの場合はほとんど自給をしております。また一方、アメリカの場合は、およそ7割ぐらいと聞いております。

○松本分科会長 ありがとうございます。

どうぞ。青柳委員、どうぞ。

○青柳委員 すみません、農林漁業信用基金の長期借入金の3ページの資料でちょっと教えていただきたいんですが、信用基金が推進する林業者からの償還がありますが、これの期間を教えてください。それから、17年度に借入れを行った29億5,400万円は、そのまままた借換えというふうに考えてよろしいんですか。減少していくことはないのでしょうか。教えてください。

○農林漁業信用基金理事長 民間からの調達には4年のサイトで借入れをしておりますが、実際の償還期間は造林資金等、かなり長いものでございますので、10年以上になりますので、それはローリングをするような形になっております。

正確に申し上げますと、私どもが公庫に寄託する期間は、寄託というのは前にもお話がございましたけれども、預金者が銀行に預金するというのと同じ性格でございますけれども、寄託の期間は私どもは31年でございます。公庫のほうはそれを30年以内ということで、最長30年の資金で融資をいたしております。そのような形でございます。

民間からの調達は、長期のほうは4年でございますので、ローリングをしながら、この期間に対応しているということでございます。

それから、すみません、もう1点は。

○青柳委員 林業者からの償還する期間ですね。

○農林漁業信用基金理事長 林業者が償還するときは、そういう意味では30年でございます。

○青柳委員 30年ということですね、ありがとうございます。

○松本分科会長 よろしゅうございますか。どうぞ、そのほか、お願いいたします。

松井委員、どうぞ。

○松井専門委員 資料3の2ページについてお聞きしたいんですが、ここで年間4回、国庫納付金というのが書かれております。これは、結局年間で剰余金が出るということでしょうか。

その剰余金を国庫納付金として出しているということによろしいでしょうか。

○松本分科会長 それでは、理事長、どうぞ。

○農畜産業振興機構理事長 砂糖の制度は、一昨年10月に制度の変更がなされております。

砂糖を精製する企業に対する交付金と、北海道のてん菜生産者に対する交付金、それから鹿児島・沖縄のさとうきび生産者への交付金がございますが、現在の制度では、北海道のてん菜生産については、北海道畑作の輪作の一環として実施されているということで、国から交付金を交付してございます。したがって、北海道のてん菜生産者に対する交付金に見合う額については、私どものほうから調整金に決められた一定の比率をかけて算出した額を国庫に納付しています。国庫からは、先ほど申し上げたように、交付金として交付しているということがございます。

ちなみにさとうきびにつきましては、非常に地域的な偏りが大きく、鹿児島と沖縄において生産されていますので、地域特産物的性格が強いということで、法律上で農畜産業振興機構が交付をするということになってございます。

以上でございます。

○松井専門委員 ついでですけれども、10月、1月、4月、7月の、この年4回というふうになっておりますが、これというのは法律上決まっているというふうと考えてよろしいのでしょうか。

○農畜産業振興機構理事長 年4回の納付を義務づけられております。

○松井専門委員 ありがとうございます。

○松本分科会長 よろしゅうございますか。どうぞ、そのほか、お願いします。ございませんか。

それでは、幾つかのご質問をいただいたわけでございますが、いずれもご理解を賜ったもの

と思いますので、農畜産業振興機構の短期借入金の借り換えと、農林漁業信用基金の長期借入金の借り入れ・償還計画については、後日、郵送により諮問・答申の手続をさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、農畜産業振興機構の短期借入金の借り換え、及び農林漁業信用基金の長期借入金の借り入れ・償還計画については、そのように進めさせていただきます。

それでは、次の議題でございます。次は、水資源機構の第2期計画の変更についてでございます。説明をお願いします。

独立行政法人通則法に基づきまして、独立行政法人が中期計画を作成し、またはこれを変更しようとするときは、評価委員会の意見を聞かなければならない、となっております。それでは、水資源機構から、中期計画の変更について、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○水資源機構理事 水資源機構の理事の久保田でございます。それでは、お手元の資料5に基づき、独立行政法人水資源機構の第2期中期計画の変更について、ご説明をさせていただきます。

お手元のページをめくっていただいて、2ページ、3ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、現在の第2期中期計画でございますが、平成20年4月1日から平成25年3月31までの期間の独立行政法人水資源機構の中期目標を達成するための計画ということでございまして、今年度から5年間の計画でございます。

その中で、4ページ、5ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、これが中期計画の変更内容でございます。農林水産大臣から農林水産省独立行政法人評価委員会に諮問する内容もございまして、全変更内容を簡単に説明させていただきます。

4ページの左側でございますが、ダム等事業の進捗計画の事業の完了・効果発現を予定している事業でございます。7ページの別表2の右側が現行、左側が改正案でございますが、1のところは滝沢ダム建設というのが追加されていることがわかると思います。この滝沢ダムというのは荒川水系の上流にございまして、平成19年度完成を予定しておりました事業でございますが、ダムの本体が完成しました後に、そのダムの上流側に水をためて、その安全を確認するという作業がございまして、それを経て完成するとなるんですが、この滝沢ダムの上流におきまして地滑りが確認されました。その地滑りに対応する必要があるということで、平成22年度まで事業を延ばしたということが1点目でございます。

それから、2点目が、用水路等事業の進捗計画の事業の進捗を予定している事業でございますが、8ページの別表3の2の2)のところの事業の進捗を予定している事業のところでございますが、木曾川右岸施設緊急改築の追加でございます。これにつきましては詳しい説明が、13ページに書いてございます。

この施設は、でき上がってから、通水後約30年を経過しておりまして、現在の管水路の大部分を示すP C管が劣化を始めておりまして、その破裂などによる出水があつて、通水の停止が余儀なくされたりするようなことがございましたので、更新が必要な区間をP C管から鋼管等に布設替える。また、導水路の堆砂除去とか、トンネルの背面に空洞ができますと崩落事故等ございますので、そういったものの対策をするということで、来年度から26年度まで、約40億円をかけて着工するというので、来年度の新規着工内示を受けており、これについて追加させていただきます。

それから、同様に、8ページに戻っていただきますが、別表3の2の1)のところの一番下に福岡導水というのがございます。福岡導水につきましては、地震対策事業、特に今回地震もございましたので、そういった事業を実施するというので、変更するというのでございます。

この以上の3つの変更によりまして、予算、それから収支計画、資金計画がそれぞれ変更が生じております。さらに、房総導水路、それから木曾川用水施設等につきましては、電気料の高騰によりまして管理業務費を増額するというので、これについても別表の数字を変更することとしております。

さらに4ページの(5)でございますが、重要な財産の処分等に関する計画ということで、まず宿舎、高円寺宿舎という宿舎がございますが、これにつきましては整理合理化計画の中で保有資産見直しの対象に挙げられたということで、重要な資産の処分等に関する計画の中——これは12ページの別表7にございますが、これを追加するというのと、常盤平宿舎——これは申しわけございませんが、常盤平の常の後の「バン」というところが下に「石」、正確には「皿」を書くんですが「石」ということで、誤字の修正ということでございます。

なお、以上、説明しました中期計画の変更の内容のうち、農林水産大臣から農林水産省の独立行政法人評価委員会に諮問する内容は、先ほど申し上げました木曾川右岸施設緊急改築野追加と、房総導水路と木曾川用水施設の電力高騰に伴い管理業務費を増額すると、この2点というのでございます。

以上、簡単でございますが、第2期中期計画の説明とさせていただきます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。どうぞ。

ございませんか。夏目委員、どうぞ。

○夏目委員 すみません、房総導水路、及び木曾川用水施設において、電力料高騰という理由が挙げられておりますけれども、この電力料高騰というのは、今の実勢といたしますか、昨年からの電力料の高騰なんでしょうか。今、電気が売れないと、電力会社さんから聞いていますけれども。例えば、電力料が下がったときには、じゃ、これ上げてありますけれども、下げるんですか。その辺のご説明を。

○水資源機構理事 今、夏目委員からのご指摘ですが、電気料金の単価が下がれば、予算執行を勘案したうえで、中期計画の変更の対象となるか検討いたします。今回は電力料金が上がったということで、増額の対象にしているということでございます。

○松本分科会長 よろしいですか。ご理解いただけますか。

○夏目委員 そうしますと、現実の電力料とはかなりスパンがずれるということですよ、当然、予算措置といたしますか、ここに数字が変更してくるのは。

○水資源機構理事 そうですね。今回、予想されたよりも電力料金の単価のアップが大きかったということで、あらかじめ、中期計画の中で増額変更しておこうということでございまして、当然この5年間の中で下がることありますれば、減額の変更をする可能性もあり得ます。

○松本分科会長 時間ありますから、どうぞ、とことんまで詰めていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

○夏目委員 はい。

○松本分科会長 どうぞ、そのほか。

ございませんか。

それでは、ただいまの夏目委員のご質問、委員もほぼご理解いただいたというふうに思いますので、水資源機構の中期計画の変更に必要な評価委員会への諮問・答申の手続につきましては、私に一任させていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、中期計画の変更につきましては、財務大臣への協議が必要となります。本日、ご説明の内容につきましては、今後、文言の修正等があり得ますので、その旨をどうかご了承していただきたいというふうに思います。

それでは、本日の会議全体を通じまして、何かご意見、ご質問、その他何でも結構でございます。ありましたら、よろしく申し上げます。どうぞ。

ございませんか。

議事は以上でもって終了いたしますが、最後に事務局から連絡事項がございますので、よろしく申し上げます。

○生産局総務課生産推進室長　ご審議ありがとうございました。

私のほうから連絡事項ということで、何点かご説明をさせていただきます。

本日、ご審議の中で別途諮問・答申という手続があるということもございましたので、それにつきましては、後日郵送等でまた各委員に手続等、お願いをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、今後の分科会の開催のスケジュールでございますけれども、次回の分科会につきましては、本年の5月か6月を予定をさせていただいております。詳細な日程等につきまして、また委員のご都合をお伺いしながら調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、最後になりますけれども、本日の議事につきましては、議事規則に従いまして、議事録ということで公表を、公開させていただきたいというふうに思っております。議事録の案ができた段階で、各委員に送らせていただきますので、ご確認をいただければということでございます。確認をいただいた段階で、農林水産省のホームページで公開をすることとしたいということでございます。

以上でございます。

○松本分科会長　それでは、以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第30回農業分科会を閉会いたします。委員及び専門委員の皆様方には長時間にわたりまして、熱心なご審議、まことにありがとうございました。以上でもって閉会いたします。

午後3時48分　閉会